

### 給付対象者

2020年5月から12月の間に①②のいずれかにあてはまる事業者の方は、  
事業継続を支えるために地代・家賃(賃料)の負担を軽減する  
**家賃支援給付金を申請できます。**

- 1 いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して **50%以上減っている**
- 2 連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の合計と比較して **30%以上減っている**

申請期間 2020年7月14日から2021年1月15日まで

Q. 借地の賃料は対象ですか?  
A. 対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するかどうかは問いません。(例：駐車場、資材置き場等として事業に用いている土地の賃料)

# 家賃支援給付金

家賃支援給付金とは、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金です。条件などを確認して該当する方は積極的に活用しましょう。詳細はホームページなどでも確認できます。

● 2019年分の確定申告書控え  
● 売上が減った月の売上台帳  
● 直前3ヶ月の賃料支払実績の証明  
● 賃貸契約書の写し 等

契約書や支払実績証明書などのひな型もあります。HPで印刷するか事務局にお尋ね下さい。

### Q. 「自宅」兼「事務所」は対象?

A. 対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

### Q. 借地の賃料は対象ですか?

A. 対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するかどうかは問いません。(例：駐車場、資材置き場等として事業に用いている土地の賃料)

### Q. 社長(個人)が自分の会社に土地などを貸している場合は?

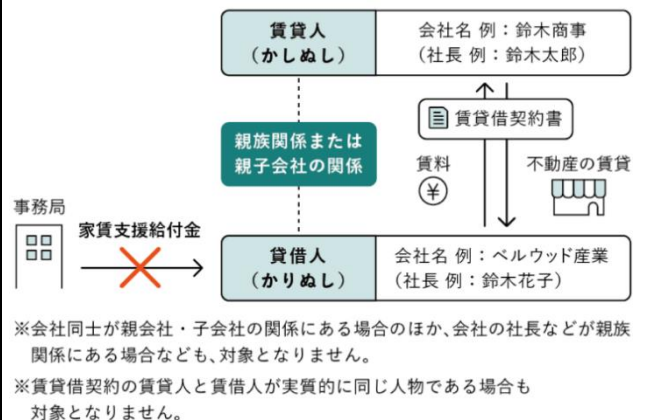
A. 賃貸借契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の取引(自己取引)や、賃貸借契約の賃貸人と賃借人が配偶者または一親等以内の取引は給付額の算定根拠とはなりません。

## コロナ対応休業支援金・給付金(労働者)

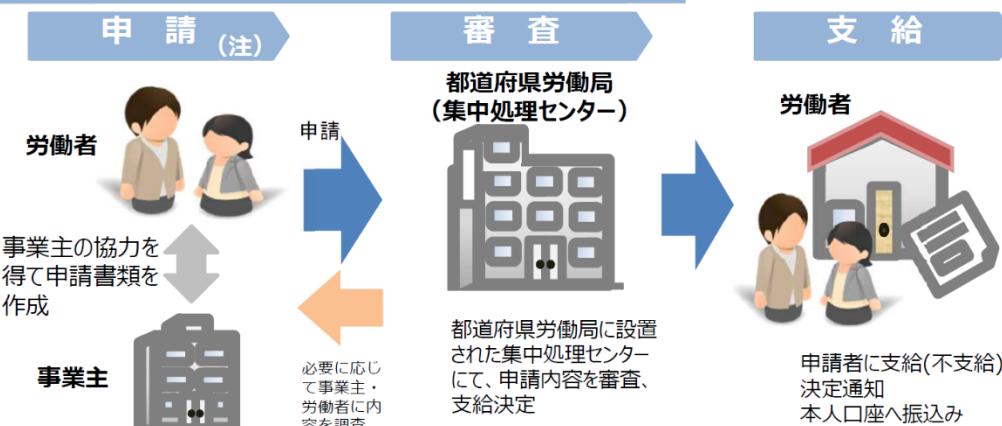
コロナの影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、休業支援金・給付金を支給されます。条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割(日額上限1万1千円)を休業実績に応じて支給します。

- ① 2020年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
  - ② その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない方
- ※ 詳細は厚生労働省HPや給付金Q&A等をご確認ください。

### 2-3-3. 給付額の算定根拠とならない契約 2/2 ページ



### 申請の流れ



|      |         |      |      |      |           |    |      |
|------|---------|------|------|------|-----------|----|------|
| 普通預金 | 1130    | 事業主借 | 4900 | 普通預金 | 1130      | 雑益 | 8409 |
|      | 100,000 |      |      |      | 1,000,000 |    |      |

持続化給付金や  
浜松市休業協力金を  
受け取った方へ

国からの持続化給付金(100万、200万)や浜松市からの休業協力金(50万)などは収入として申告をしなければなりません。

科目は「雑益」又は「雑収入」です。消費税は不課税(非課税)です。計算センターの仕訳は上記を参考にして下さい(1130普通預金に入金された場合)。

給付金等は収入となるため、経費などが少なく営業が黒字になれば、税金がかかってきます。経費の漏れがあつて余計な税金を払うことの無いように注意して下さい。

ただし、一人あたり10万円の特別定額給付金は仕事とも関係がなく非課税ですので、事業の収入にはなりません。

仕事の通帳に入金された場合の仕訳は上記を参考にして下さい(1130普通預金に入金された場合)。

# 事務局員募集

中小業者の営業と生活を守り、

地位向上を目指す活動に意欲ある人

- 年齢… 35歳位まで(キャリア育成の為)
  - 資格… 普通免許 (AT限定可)
  - 職種… 事務及び会員開拓(事務局活動)
  - 待遇… 正社員
  - 給与… 168,000円
  - 平日9時～17時 但し休日勤務あり (昇給年1回、賞与年2回、社会保険完備)
- その他の詳細については面接にてお伝えします。
- 浜松民商まで履歴書送付してください。  
書類審査後、面接日等を通知します。

## 事務局からのお願い

毎週木曜日(月末除く)の午前中は事務局会議を行っています。会議では活動の方針などを確認するとともに、現在では給付金申請の状況などを確認し、皆さんが申請をする際にスムーズに出来るように学習・討議をしています。

会議に集中するため、緊急以外の電話応対や来客対応ができません。事務所に来て頂いても会議終了までお待ちしていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

日頃は民商運動にご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。浜松民商では現在も様々な署名に取り組んでいます。私達の営業と生活を守るための署名です。多くの方への声掛けをお願いします。署名用紙は役員・事務局までお尋ね下さい。

## ●消費税率5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める請願

消費税増税にコロナが追い討ちをかけて世界中で景気悪化になっています。その対策としてドイツなど10ヶ国では消費税減税が実行されています(7/13付商工新聞参照)。自民党の中でも消費税減税を求める声が上がってきており、減税の声を上げることはおかしいことではありません。政府の対応の悪さもありこのままでは「コロナで死ぬより、生活苦で死んでしまいます」。生活と営業を守るために、多くの人に声をかけていきましょう。

## ●上水道の民営化計画を断念し、優れた浜松市の水道を公営で維持することを求める要請

浜松市は水道民営化を中止したわけではありません。延期をしただけで、むしろ国に積極的に働きかけをしています。断念させるために、一緒に声をあげましょう。新しい署名です。前回署名をした方でも大丈夫です。

### Q. 同じ署名を何度も書いても大丈夫?

A. 署名は国会回次ごとに判断をされます(国への提出の場合)。国会がかわれば同じ署名であっても記入することができます。ただし、同じ人が書くだけでは世論が広まりません。多くの人への声掛けもお願いします。

## 支部担当事務局

### 変更のお知らせ

長年みなさんと一緒に民商運動をさせていただいた山本事務局が8月末に定年退職することに伴い、担当していた三方原・東支部と、事務局内の任務変更として下記支部も担当事務局を変更させていただきます。みなさんにご迷惑がかからないようにさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

山本事務局は事務所にはいなくなりませんが、心は皆さんと一緒にです。  
長い間お疲れ様でした。



## 今後の予定

- 8 / 1(土) 無料法律相談日(要予約)※
- 13(木)-17(月) 事務局夏季休暇
- 24(月) 消費税廃止各界連絡会署名
- 9 / 5(土) 無料法律相談日(要予約)※
- 13(日) 命の水を守る全国の集い・浜松

※法律相談は、原則として2日前の木曜日の午前中で予約の締め切りとさせていただきます。

| 支部  | 担当者 | 赤字が変更  |    |
|-----|-----|--------|----|
| 三方原 | 岡部  | 中央     | 伊藤 |
| 萩丘  | 伊藤  | 東      | 梶井 |
| 城北  | 岡部  | 南      | 梶井 |
| 北   | 伊藤  | 駅南     | 岡部 |
| 東北  | 柴田  | 細江・三ヶ日 | 柴田 |
| 西   | 柴田  | 本部     | 梶井 |